

# 新規上場申請のための四半期報告書

(第9期第1四半期)

自2022年9月1日  
至2022年11月30日

株式会社キャスター

**【表紙】**

**【提出書類】** 新規上場申請のための四半期報告書

**【提出先】** 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿

**【提出日】** 2023年 8 月 30日

**【四半期会計期間】** 第 9 期第 1 四半期（自2022年 9 月 1 日 至2022年11月30日）

**【会社名】** 株式会社キャスター

**【英訳名】** Caster Co.Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 中川 祥太

**【本店の所在の場所】** 宮崎県西都市鹿野田11365番地 1

**【電話番号】** 050-5893-4549

**【事務連絡者氏名】** 執行役員 松吉 賢三

**【最寄りの連絡場所】** 宮崎県西都市鹿野田11365番地 1

**【電話番号】** 050-5893-4549

**【事務連絡者氏名】** 執行役員 松吉 賢三

# 目次

頁

|   |    |
|---|----|
| 第一部【企業情報】 .....                           | 1  |
| 第1【企業の概況】 .....                           | 1  |
| 1【主要な経営指標等の推移】 .....                      | 1  |
| 2【事業の内容】 .....                            | 2  |
| 第2【事業の状況】 .....                           | 3  |
| 1【事業等のリスク】 .....                          | 3  |
| 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 ..... | 3  |
| 3【経営上の重要な契約等】 .....                       | 4  |
| 第3【提出会社の状況】 .....                         | 5  |
| 1【株式等の状況】 .....                           | 5  |
| 2【役員の状況】 .....                            | 25 |
| 第4【経理の状況】 .....                           | 26 |
| 1【四半期財務諸表】 .....                          | 27 |
| 2【その他】 .....                              | 34 |
| <br>                                      |    |
| 第二部【提出会社の保証会社等の情報】 .....                  | 35 |
| 四半期レビュー報告書 .....                          | 巻末 |

## 第一部 【企業情報】

### 第 1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

| 回次                             | 第 9 期<br>第 1 四半期累計期間           | 第 8 期                             |
|--------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|
| 会計期間                           | 自2022年 9 月 1 日<br>至2022年11月30日 | 自2021年 9 月 1 日<br>至2022年 8 月 31 日 |
| 売上高 (千円)                       | 978,456                        | 3,338,001                         |
| 経常損失 (△) (千円)                  | △48,048                        | △161,784                          |
| 四半期 (当期) 純損失 (△) (千円)          | △48,616                        | △145,053                          |
| 持分法を適用した場合の投資利益 (千円)           | —                              | —                                 |
| 資本金 (千円)                       | 49,900                         | 49,900                            |
| 発行済株式総数 (株)                    | 1,557,960                      | 1,557,960                         |
| 純資産額 (千円)                      | 961,785                        | 1,010,402                         |
| 総資産額 (千円)                      | 1,963,389                      | 2,089,456                         |
| 1 株当たり四半期 (当期) 純損失 (△) (円)     | △31.20                         | △95.48                            |
| 潜在株式調整後 1 株当たり四半期 (当期) 純利益 (円) | —                              | —                                 |
| 1 株当たり配当額 (円)                  | —                              | —                                 |
| 自己資本比率 (%)                     | 49.0                           | 48.3                              |

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、持分法を適用する関連会社がないため、記載しておりません。

3. 第 8 期及び第 9 期第 1 四半期累計期間における潜在株式調整後 1 株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

4. 当社は、第 8 期第 1 四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第 8 期第 1 四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

5. 1 株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。

6. 2023年 3 月 6 日開催の取締役会決議により、2023年 3 月 7 日付で普通株式 1 株につき 200 株の株式分割を行っておりますが、第 8 期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり四半期 (当期) 純損失 (△) を算定しております。

7. 2023年 7 月 4 日開催の臨時株主総会決議により、2023年 7 月 5 日付で普通株式 5 株につき 1 株の株式併合を行っておりますが、第 8 期の期首に株式併合が行われたと仮定し、1 株当たり四半期 (当期) 純損失 (△) を算定しております。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生したリスクはありません。また、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

#### (1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は各種政策の効果もあり、徐々に持ち直しの動きがみられるものの、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、先行きは極めて不透明な状況が続いております。

当社が展開するサービスを取り巻く環境は、引き続き、業務の効率化やコスト競争力の強化、売上拡大などに繋がるアウトソーシングサービスといった底堅い需要に加え、コロナ禍において、企業規模・業種を問わず多くの企業において在宅勤務やテレワークを導入・活用する動きが広がり、新しい働き方・新しい生活様式（ニューノーマル）に対応するサービスへのニーズが高まりつつあります。

このような経済環境のなか、当社は、「リモートワークを当たり前にする」をミッションに掲げて創業し、日本において「リモートアシスタント」が認知されていない時期から、バックオフィス業務などをオンラインで代行するアシスタントサービス「CASTER BIZ」の提供を開始し、「リモートアシスタント」市場を形成してまいりました。「働き方改革関連法」が施行された2019年4月には、導入企業数累計が1,000社に到達し、その後、各専門分野に特化した「CASTER BIZ」姉妹サービスやコンサルティング事業を開始いたしました。2022年9月には、ドイツ連邦共和国にて「CASTER BIZ」の海外展開をスタートし、この結果、全社におけるサービス導入企業数累計は2022年11月末で約3,700社へと拡大しております。コロナ禍の影響下でリモートワークを導入・経験し、リモートワーカーの活用に理解のある中小企業が増加したことから、CASTER BIZをはじめとした当社サービスへの引き合いは、引き続き増加傾向となっております。

また、「リモートワークを当たり前にする」というミッションのもと、場所にとらわれずに働けるリモートワークの普及に尽力していることから、世界22カ国、国内47都道府県のすべてに事業に関与するメンバー（業務委託含む）が所在し、その人数は約1,500人となっております。新型コロナウイルス収束の兆しから、一部の企業では、リモートワークから従来通りの出勤へ、勤務形態を巻き戻す動きがでていながら、引き続きリモートワークを維持したいという層から当社求人への応募が増え、採用活動への追い風となっております。当社は、ミッションの実現を目的に、リモートワーカーが働く場所の選択肢を増やし、就業環境をより豊かにすることを通じて、リモートワークの一層の普及を進めております。

そのほか、積極的な広告投資、広告投資による事業成長にあわせた積極的な人員の採用を実施いたしました。

この結果、当第1四半期累計期間の経営成績は、売上高978,456千円、営業損失49,647千円、経常損失48,048千円、四半期純損失48,616千円となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

#### (WaaS事業)

WaaS事業は、各サービスにおける取引先数が引き続き堅調に推移し、選択と集中による投資継続により、売上高・売上総利益ともに順調に成長しております。販管費については、WEB広告による継続的な広告投資の実施とあわせて、広告投資の効率化の向上に取り組んでおります。

この結果、売上高776,359千円、セグメント利益（営業利益）116,372千円となりました。

#### (その他事業)

その他事業は、中小企業が採用難である状況を受けてリモート人材の紹介・派遣の需要が増加し、売上高は引き続き

き堅調に推移しております。販管費については、新規事業として新たに海外事業が加わったことから、立ち上げに伴った先行投資を積極的に行なっております。

この結果、売上高202,096千円、セグメント損失（営業損失）27,114千円となりました。

## (2) 財政状態の分析

### (資産)

当第1四半期会計期間末における資産合計は1,963,389千円となり、前事業年度末に比べ126,066千円減少いたしました。これは主に、売掛金が29,958千円増加したものの、現金及び預金が147,263千円減少したことによるものであります。

### (負債)

当第1四半期会計期間末における負債合計は1,001,603千円となり、前事業年度末に比べ77,450千円減少いたしました。これは主に、契約負債が11,414千円増加したものの、未払費用が11,300千円、その他が72,483千円減少したことによるものです。

### (純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産合計は961,785千円となり、前事業年度末に比べ48,616千円減少いたしました。これは、利益剰余金が48,616千円減少したことによるものであります。

## (3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

## (4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

## (5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

## (6) 研究開発活動

該当事項はありません。

## (7) 従業員数

当第1四半期累計期間において、業容拡大に伴う新規採用により、従業員が24名増加しております。

なお、従業員数は就業人員であり、業務委託契約による登録社員数は含まれておりません。

## (8) 設備の状況

当第1四半期累計期間において、著しい変動はありません。

## (9) 経営成績に重要な影響を与える要因

当第1四半期累計期間において、経営成績に重要な影響を与える要因に重要な変更はありません。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

| 種類      | 発行可能株式総数(株) |
|---------|-------------|
| 普通株式    | 68,520      |
| A1種優先株式 | 9,990       |
| A2種優先株式 | 4,333       |
| B種優先株式  | 5,557       |
| C種優先株式  | 6,100       |
| D種優先株式  | 5,500       |
| 計       | 100,000     |

- (注) 1. 2023年2月15日開催の取締役会決議により、2023年2月24日付でA1種優先株式9,990株、A2種優先株式4,333株、B種優先株式4,857株、C種優先株式5,358株及びD種優先株式4,411株の全てを自己株式として取得し、対価として当該優先株主に当該優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てについて、同取締役会において会社法第178条の規定に基づき消却することを決議し、2023年2月24日付で消却しております。
2. 2023年3月6日開催の臨時株主総会決議により、2023年3月6日付でA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式に関する定款の定めが廃止されております。また、同日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は30,900,000株増加し、31,000,000株となっております。
3. 2023年7月4日開催の臨時株主総会決議により、2023年7月5日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。また、同日付で定款変更が行われ、発行可能株式総数は24,768,160株減少し、6,231,840株となっております。

##### ② 【発行済株式】

| 種類      | 第1四半期会計期間<br>末現在発行数(株)<br>(2022年11月30日) | 提出日現在<br>発行数(株)<br>(2023年8月30日) | 上場金融商品取引所<br>名又は登録認可金融<br>商品取引業協会名 | 内容          |
|---------|---|---------------------------------|------------------------------------|-------------|
| 普通株式    | 10,000                                  | 1,557,960                       | 非上場                                | (注) 1、2、3、4 |
| A1種優先株式 | 9,990                                   | —                               | 非上場                                | (注) 1、5     |
| A2種優先株式 | 4,333                                   | —                               | 非上場                                | (注) 1、5     |
| B種優先株式  | 4,857                                   | —                               | 非上場                                | (注) 1、5     |
| C種優先株式  | 5,358                                   | —                               | 非上場                                | (注) 1、5     |
| D種優先株式  | 4,411                                   | —                               | 非上場                                | (注) 1、5     |
| 計       | 38,949                                  | 1,557,960                       | —                                  | —           |

- (注) 1. 2023年2月15日開催の取締役会決議により、2023年2月24日付でA1種優先株式9,990株、A2種優先株式4,333株、B種優先株式4,857株、C種優先株式5,358株及びD種優先株式4,411株の全てを自己株式として取得し、対価として当該優先株主に当該優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てについて、同取締役会において会社法第178条の規定に基づき消却することを決議し、2023年2月24日付で消却しております。
2. 2023年3月6日開催の取締役会決議により、2023年3月7日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分

- 割を行っております。これにより、発行済株式総数が7,750,851株増加して7,789,800株となっております。
3. 2023年3月6日開催の臨時株主総会において、2023年3月6日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
  4. 2023年7月4日開催の臨時株主総会決議により、2023年7月5日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより、発行済株式総数が6,231,840株減少して1,557,960株となっております。
  5. 優先株式の内容は以下のとおりであります。

## A1種優先株式

### (1) 残余財産の分配

#### ア 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A1種優先株式を有する株主（以下「A1種優先株主」という。）又はA1種優先株式の登録株式質権者（A1種優先株主と併せて以下「A1種優先株主等」という。）に対し、普通株主又は普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下「普通株主等」という。）に先立ち、A2種優先株式を有する株主（以下「A2種優先株主」という。）又はA2種優先株式の登録株式質権者（A2種優先株主と併せて以下「A2種優先株主等」という。）、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（B種優先株主と併せて以下「B種優先株主等」という。）、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（C種優先株主と併せて以下「C種優先株主等」という。）及びD種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録株式質権者（D種優先株主と併せて以下「D種優先株主等」という。）と同順位で、A1種優先株式1株につき、A1種優先株式1株当たり5,000円（但し、A1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に1.0を乗じて算出した額（以下「A1種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。なお、A1種残余財産分配額に、各A1種優先株主等が権利を有するA1種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

#### イ 参加条項

当社は、前項によるA1種優先株主等に対する支払がなされた後に、なお残余財産があるときは、A1種優先株主等に対し、普通株主等、A2種優先株主等、B種優先株主等、C種優先株主等及びD種優先株主等と同順位で、A1種優先株式1株につき、普通株式1株あたりの残余財産分配額に、その時点におけるA1種取得比率（(2)イに定める）を乗じて得た額と同額の残余財産を分配する。

### (2) 普通株式を対価とする取得請求権

#### ア 普通株式対価取得請求権

A1種優先株主は、A1種優先株主となった時点以降いつでも、当社に対して、下記イに定める数の普通株式（以下「A1種請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA1種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「A1種普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA1種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、A1種請求対象普通株式を、当該A1種優先株主に対して交付するものとする。

#### イ A1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、A1種普通株式対価取得請求に係るA1種優先株式の数に、A1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）をウエで定める取得価額で除して得られる数（以下「A1種取得比率」という。）を乗じた額とする。なお、A1種普通株式対価取得請求に係るA1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

#### ウ 当初取得価額

当初取得価額はA1種優先株式1株当たり5,000円とする。

#### エ 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、エにおいて同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「発行済普通株式数」は、調整後取得価額を適用する日の前日における、(i)発行済の普通株式数と、(ii)発行済の優先株式につき取得原因が当該日に発生したとみなしたときに交付される普通株式数の合計数を意味するものとし、「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数} \\ \text{－当社が保有する} \\ \text{普通株式の数)} \end{array} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前取得価額}}}{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数} \\ \text{－当社が保有する} \\ \text{普通株式の数)} \end{array} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、調整前取得価額を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本項目において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本項目において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- ⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本項目において同じ。）の合計額が調整前取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本項目において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。

但し、当社の取締役、監査役又は従業員に対してインセンティブ目的で当社の普通株式を目的とする新株予約権を発行する場合であって、かつ、当該新株予約権及び発行済みの新株予約権の目的となる普通株式の合計数（新株予約権が行使され又は当社に取得されたことにより交付された普通株式の合計数を含む。）が当該発行の時点における発行済株式総数の10%以内である場合には、本項目による取得価額の調整は行わない。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社は取締役会の決議により、A1種優先株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

- ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

- ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③ その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。
- (3) 普通株式を対価とする取得条項  
 当社は、A1種優先株式の発行以降、当社の株式につきいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会の定める日をもって、発行済のA1種優先株式の全部を取得し、引換えにA1種優先株主に当社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、(2)の定めを準用する。但し、A1種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。
- (4) 議決権  
 ア A1種優先株主は、全ての事項につき株主総会において、A1種優先株式1株につき1個の議決権を有する。  
 イ A1種優先株主は、当社のA1種優先株主を構成員とする種類株主総会において、A1種優先株式1株につき1個の議決権を有する。
- (5) 合併、株式交換又は株式移転の場合の措置  
 ア 当社は、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは共同株式移転を行うときは、普通株主等に先立ち、A2種優先株主等、B種優先株主等、C種優先株主等及びD種優先株主等と同順位で、A1種優先株主等に対し、A1種優先株式1株につきA1種残余財産分配額に相当する額の存続会社、新設会社又は完全親会社の株式及び金銭その他の財産（以下「割当株式等」という。）が割り当てられるようにする。  
 イ A1種優先株主等に対してA1種残余財産分配額の全額に相当する額の割当株式等が割り当てられた後に、なお当社の株主に割り当てられる割当株式等がある場合には、A1種優先株主等は、A1種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの割当株式等の額に、その時点におけるA1種取得比率を乗じて得た額と同額の割当株式等の割当てを受ける。  
 ウ イの場合、A1種優先株主等と普通株主等、A2種優先株主等、B種優先株主等、C種優先株主等及びD種優先株主等に対する割当株式等の割当てはいずれも同順位とし、A1種優先株主等はイに基づき算出された額の割当株式等の、普通株主等は普通株式1株当たりの割当株式等の、A2種優先株主等は次条(5)イに基づき算出された額の割当株式等の、B種優先株主等は第17条(5)イに基づき算出された額の割当株式等の、C種優先株主等は第18条(5)イに基づき算出された額の割当株式等の、D種優先株主等は第19条(5)イに基づき算出された額の割当株式等のそれぞれ割り当てを受ける。
- (6) 事業譲渡又は会社分割の場合の措置  
 ア A1種優先株主は、当社が、事業譲渡、会社分割その他当社が第三者から対価を受領すべき類似の取引により、当社の全部又は実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として、かかる移転の効力発生日又はかかる移転の全ての対価の交付の完了日のいずれか遅い日から60日を経過するまでの期間（以下、本号において「取得請求期間」という。）に限り、保有するA1種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに本条の定めにより金銭を交付することを当社に請求することができる。  
 イ アの請求は、対象とする株式を特定した書面を当社に交付することにより行うものとし、取得請求期間の満了時に効力が生じるものとする。  
 ウ 本号によるA1種優先株式1株の取得と引換えに交付される金銭は、取得請求期間の満了時において当社を清算したと仮定した場合に、本定款の定めに基づき、普通株主、A1種優先株主、A2種優先株主、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主がそれぞれ分配を受けられる金額に従って算出されるA1種優先株式1株当たりの金額とする。  
 エ 本項による取得の請求があった場合、当社は取得請求期間の満了時において請求の対象となったA1種優先株式を取得するものとし、直ちに取得金額に対象となる株式数を乗じた金額をA1種優先株主に支払うものとする。ただし、分配可能額を超えてA1種優先株主からアに基づきA1種優先株式の取得請求がなされた場合には、当社は、分配可能額の範囲内において、取得請求されたA1種優先株式の数に応じた按分比例その他当社の取締役会の決議による合理的な方法により、当該取得請求に係るA1種優先株式の一部を取得する。なお、かかる方法に従い取得されなかったA1種優先株式については、取得請求されなかったものとみなす。
- (7) 株式の分割、併合及び株式割当て等  
 ア 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主ごとに同時に同一割合で行う。  
 イ 当社は、当社の株主に募集株式又は募集新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A1種優先株主にはA1種優先株式又はA1種優先株式を目的とする新株予

約権の割当てを受ける権利を、A2種優先株主にはA2種優先株式又はA2種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、D種優先株主にはD種優先株式又はD種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。

- ウ 当社は、株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本項において同じ。）の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A1種優先株主にはA1種優先株式又はA1種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A2種優先株主にはA2種優先株式又はA2種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、D種優先株主にはD種優先株式又はD種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。
- エ 当社は、株式移転を行うとき（他の株式会社と共同して株式移転を行う場合を除く。）は、普通株主には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する普通株式と同種の株式を、A1種優先株主にはA1種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するA1種優先株式と同種の株式を、A2種優先株主にはA2種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するA2種優先株式と同種の株式を、B種優先株主にはB種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するB種優先株式と同種の株式を、C種優先株主にはC種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するC種優先株式と同種の株式を、D種優先株主にはD種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するD種優先株式と同種の株式を、それぞれ同一の割合で交付する。
- オ 当社は、単元株式数について定款の変更を行うときは、普通株式、A1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のそれぞれの単元株式数について同時に同一の割合で行う。
- カ アからオまでの規定は、現にA1種優先株式を発行している場合に限り適用される。

## A2種優先株式

### (1) 残余財産の分配

#### ア 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A2種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A1種優先株主等、B種優先株主等、C種優先株主等及びD種優先株主等と同順位で、A2種優先株式1株につき、A2種優先株式1株当たり30,000円（但し、A2種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に1.0を乗じて算出した額（以下「A2種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。なお、A2種残余財産分配額に、各A2種優先株主等が権利を有するA2種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

#### イ 参加条項

当社は、前項によるA2種優先株主等に対する支払がなされた後に、なお残余財産があるときは、A2種優先株主等に対し、普通株主等、A1種優先株主等、B種優先株主等、C種優先株主等及びD種優先株主等と同順位で、A2種優先株式1株につき、普通株式1株あたりの残余財産分配額に、その時点におけるA2種取得比率（(2)イに定める）を乗じて得た額と同額の残余財産を分配する。

### (2) 普通株式を対価とする取得請求権

#### ア 普通株式対価取得請求権

A2種優先株主は、A2種優先株主となった時点以降いつでも、当社に対して、下記イに定める数の普通株式（以下「A2種請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA2種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「A2種普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA2種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、A2種請求対象普通株式を、当該A2種優先株主に対して交付するものとする。

#### イ A2種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A2種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、A2種普通株式対価取得請求に係るA2種優先株式の数に、A2種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A2種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）をウエで定める取得価額で除して得られる数（以下「A2種取得比率」という。）を乗じた額とする。なお、A2種普通株式対価取得請求に係るA2種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

#### ウ 当初取得価額

当初取得価額はA2種優先株式1株当たり30,000円とする。

#### エ 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式

数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後 取得価額} = \text{調整前 取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後 取得価額} = \text{調整前 取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、エにおいて同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、取得価額調整式により取得価額を調整する。取得価額調整式における「発行済普通株式数」は、調整後取得価額を適用する日の前日における、(i)発行済の普通株式数と、(ii)発行済の優先株式につき取得原因が当該日に発生したとみなしたときに交付される普通株式数の合計数を意味するものとし、「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主割当日がある場合はその翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後 取得価額} = \text{調整前 取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数} \\ \text{－当会社が保有する} \\ \text{普通株式の数)} \end{array} + \frac{\text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数}}{\text{調整前取得価額}} \times \text{1株当たり} \\ \text{払込金額}}{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数} \\ \text{－当会社が保有する} \\ \text{普通株式の数)} \end{array} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

- ④ 当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、調整前取得価額を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本項目において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本項目において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

- ⑤ 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本項目において同じ。）の合計額が調整前取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本項目において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。

但し、当会社の取締役、監査役又は従業員に対してインセンティブ目的で当会社の普通株式を目的とする新株予約権を発行する場合であって、かつ、当該新株予約権及び発行済みの新株予約権の目的となる普通株式の合計数（新株予約権が行使され又は当会社に取得されたことにより交付された普通株式の合

計数を含む。)が当該発行の時点における発行済株式総数の10%以内である場合には、本項目による取得価額の調整は行わない。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社は取締役会の決議により、A2種優先株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
  - ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
  - ③ その他、発行済普通株式数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

(3) 普通株式を対価とする取得条項

当社は、A2種優先株式の発行以降、当社の株式につき株式公開の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会の定める日をもって、発行済のA2種優先株式の全部を取得し、引換えにA2種優先株主に当社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、(2)の定めを準用する。但し、A2種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

(4) 議決権

- ア A2種優先株主は、全ての事項につき株主総会において、A2種優先株式1株につき1個の議決権を有する。
- イ A2種優先株主は、当社のA2種優先株主を構成員とする種類株主総会において、A2種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

(5) 合併、株式交換又は株式移転の場合の措置

- ア 当社は、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは共同株式移転を行うときは、普通株主等に先立ち、A1種優先株主等、B種優先株主等、C種優先株主等及びD種優先株主等と同順位で、A2種優先株主等に対し、A2種優先株式1株につきA2種残余財産分配額に相当する額の割当株式等が割り当てられるようにする。
- イ A2種優先株主等に対してA2種残余財産分配額の全額に相当する額の割当株式等が割り当てられた後に、なお当社の株主に割り当てられる割当株式等がある場合には、A2種優先株主等は、A2種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの割当株式等の額に、その時点におけるA2種取得比率を乗じて得た額と同額の割当株式等の割当てを受ける。
- ウ イの場合、A2種優先株主等と普通株主等、A1種優先株主等、B種優先株主等、C種優先株主等及びD種優先株主等に対する割当株式等の割当てはいずれも同順位とし、A2種優先株主等はイに基づき算出された額の割当株式等の、普通株主等は普通株式1株当たりの割当株式等の、A1種優先株主等は前条(5)イに基づき算出された額の割当株式等の、B種優先株主等は第17条(5)イに基づき算出された額の割当株式等の、C種優先株主等は第18条(5)イに基づき算出された額の割当株式等の、D種優先株主等は第19条(5)イに基づき算出された額の割当株式等の、それぞれ割り当てを受ける。

(6) 事業譲渡又は会社分割の場合の措置

- ア A2種優先株主は、当社が、事業譲渡、会社分割その他当社が第三者から対価を受領すべき類似の取引により、当社の全部又は実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として、かかる移転の効力発生日又はかかる移転の全ての対価の交付の完了日のいずれか遅い日から60日を経過するまでの期間(以下、本号において「取得請求期間」という。)に限り、保有するA2種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに本条の定めにより金銭を交付することを当社に請求することができる。
- イ アの請求は、対象とする株式を特定した書面を当社に交付することにより行うものとし、取得請求期間の満了時に効力が生じるものとする。
- ウ 本号によるA2種優先株式1株の取得と引換えに交付される金銭は、取得請求期間の満了時において当社を清算したと仮定した場合に、本定款の定めに基づき、普通株主、A1種優先株主、A2種優先株主、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主がそれぞれ分配を受けられる金額に従って算出されるA2種優先株式1株当たりの金額とする。
- エ 本項による取得の請求があった場合、当社は取得請求期間の満了時において請求の対象となったA2種優先株式を取得するものとし、直ちに取得金額に対象となる株式数を乗じた金額をA2種優先株主に支払うものとする。ただし、分配可能額を超えてA2種優先株主からアに基づくA2種優先株式の取得請求がなされた場合には、当社は、分配可能額の範囲内において、取得請求されたA2種優先株式の数に応じた按分比例その他当社の取締役会の決議による合理的な方法により、当該取得請求に係るA2種優先株式の一部を取得する。なお、かか

る方法に従い取得されなかったA2種優先株式については、取得請求されなかったものとみなす。

- (7) 株式の分割、併合及び株式割当て等
- ア 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式ごとに同時に同一割合で行う。
- イ 当社は、当社の株主に募集株式又は募集新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A1種優先株主にはA1種優先株式又はA1種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A2種優先株主にはA2種優先株式又はA2種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、D種優先株主にはD種優先株式又はD種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
- ウ 当社は、株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本項において同じ。）の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A1種優先株主にはA1種優先株式又はA1種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A2種優先株主にはA2種優先株式又はA2種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、D種優先株主にはD種優先株式又はD種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。
- エ 当社は、株式移転を行うとき（他の株式会社と共同して株式移転を行う場合を除く。）は、普通株主には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する普通株式と同種の株式を、A1種優先株主にはA1種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するA1種優先株式と同種の株式を、A2種優先株主にはA2種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するA2種優先株式と同種の株式を、B種優先株主にはB種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するB種優先株式と同種の株式を、C種優先株主にはC種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するC種優先株式と同種の株式を、D種優先株主にはD種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するD種優先株式と同種の株式を、それぞれ同一の割合で交付する。
- オ 当社は、単元株式数について定款の変更を行うときは、普通株式、A1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のそれぞれの単元株式数について同時に同一の割合で行う。
- カ アからオまでの規定は、現にA2種優先株式を発行している場合に限り適用される。

## B種優先株式

### (1) 残余財産の分配

#### ア 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A1種優先株主等、A2種優先株主等、C種優先株主等及びD種優先株主等と同順位で、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たり75,000円（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に1.0を乗じて算出した額（以下「B種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。なお、B種残余財産分配額に、各B種優先株主等が権利を有するB種優先株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

#### イ 参加条項

当社は、前項によるB種優先株主等に対する支払がなされた後に、なお残余財産があるときは、B種優先株主等に対し、普通株主等、A1種優先株主等、A2種優先株主等、C種優先株主等及びD種優先株主等と同順位で、B種優先株式1株につき、普通株式1株あたりの残余財産分配額に、その時点におけるB種取得比率（(2)イに定める）を乗じて得た額と同額の残余財産を分配する。

### (2) 普通株式を対価とする取得請求権

#### ア 普通株式対価取得請求権

B種優先株主は、B種優先株主となった時点以降いつでも、当社に対して、下記イに定める数の普通株式（以下「B種請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「B種普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種優先株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、B種請求対象普通株式を、当該B種優先株主に対して交付するものとする。

#### イ B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、B種普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の数に、B種優先株式1株当たり75,000円（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）をウエで定める取得価額で除して得られる数（以下「B種取得比率」という。）を乗じた額とする。なお、B種普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

ウ 当初取得価額

当初取得価額はB種優先株式1株当たり75,000円とする。

エ 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、エにおいて同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、取得価額調整式により取得価額を調整する。取得価額調整式における「発行済普通株式数」は、調整後取得価額を適用する日の前日における、(i)発行済の普通株式数と、(ii)発行済の優先株式につき取得原因が当該日に発生したとみなしたときに交付される普通株式数の合計数を意味するものとし、「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主割当日がある場合はその翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} (\text{発行済普通株式数} \\ - \text{当社が保有する} \\ \text{普通株式の数}) \end{array} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前取得価額}}}{\begin{array}{l} (\text{発行済普通株式数} \\ - \text{当社が保有する} \\ \text{普通株式の数}) \end{array} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、調整前取得価額を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本項目において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本項目において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

- ⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本項目において同じ。）の合計額が調整前取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本項目において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通

株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。

但し、当会社の取締役、監査役又は従業員に対してインセンティブ目的で当会社の普通株式を目的とする新株予約権を発行する場合であって、かつ、当該新株予約権及び発行済みの新株予約権の目的となる普通株式の合計数（新株予約権が行使され又は当会社に取得されたことにより交付された普通株式の合計数を含む。）が当該発行の時点における発行済株式総数の10%以内である場合には、本項目による取得価額の調整は行わない。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社は取締役会の決議により、B種優先株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

- ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③ その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

(3) 普通株式を対価とする取得条項

当社は、B種優先株式の発行以降、当社の株式につき株式公開の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会の定める日をもって、発行済のB種優先株式の全部を取得し、引換えにB種優先株主に当社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、(2)の定めを準用する。但し、B種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

(4) 議決権

ア B種優先株主は、全ての事項につき株主総会において、B種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

イ B種優先株主は、当社のB種優先株主を構成員とする種類株主総会において、B種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

(5) 合併、株式交換又は株式移転の場合の措置

ア 当社は、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは共同株式移転を行うときは、普通株主等に先立ち、A1種優先株主等、A2種優先株主等、C種優先株主等及びD種優先株主等と同順位で、B種優先株主等に対し、B種優先株式1株につきB種残余財産分配額に相当する額の割当株式等が割り当てられるようにする。

イ B種優先株主等に対してB種残余財産分配額の全額に相当する額の割当株式等が割り当てられた後に、なお当社の株主に割り当てられる割当株式等がある場合には、B種優先株主等は、B種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの割当株式等の額に、その時点におけるB種取得比率を乗じて得た額と同額の割当株式等の割当てを受ける。

ウ イの場合、B種優先株主等と普通株主等、A1種優先株主等、A2種優先株主等、C種優先株主等及びD種優先株主等に対する割当株式等の割当てはいずれも同順位とし、B種優先株主等はイに基づき算出された額の割当株式等の、普通株主等は普通株式1株当たりの割当株式等の、A1種優先株主等は第15条(5)イに基づき算出された額の割当株式等の、A2種優先株主等は第16条(5)イに基づき算出された額の割当株式等の、C種優先株主等は第18条(5)イに基づき算出された額の割当株式等の、D種優先株主等は第19条(5)イに基づき算出された額の割当株式等の、それぞれ割り当てを受ける。

(6) 事業譲渡又は会社分割の場合の措置

ア B種優先株主は、当社が、事業譲渡、会社分割その他当社が第三者から対価を受領すべき類似の取引により、当社の全部又は実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として、かかる移転の効力発生日又はかかる移転の全ての対価の交付の完了日のいずれか遅い日から60日を経過するまでの期間（以下、本号において「取得請求期間」という。）に限り、保有するB種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに本条の定めにより金銭を交付することを当社に請求することができる。

イ アの請求は、対象とする株式を特定した書面を当社に交付することにより行うものとし、取得請求期間の満了時に効力が生じるものとする。

ウ 本項によるB種優先株式1株の取得と引換えに交付される金銭は、取得請求期間の満了時において当社を清

算したと仮定した場合に、本定款の定めに基づき、普通株主、A1種優先株主、A2種優先株主、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主がそれぞれ分配を受けられる金額に従って算出されるB種優先株式1株当たりの金額とする。

- エ 本項による取得の請求があった場合、当社は取得請求期間の満了時において請求の対象となったB種優先株式を取得するものとし、直ちに取得金額に対象となる株式数を乗じた金額をB種優先株主に支払うものとする。ただし、分配可能額を超えてB種優先株主からアに基づくB種優先株式の取得請求がなされた場合には、当社は、分配可能額の範囲内において、取得請求されたB種優先株式の数に応じた按分比例その他当会社の取締役会の決議による合理的な方法により、当該取得請求に係るB種優先株式の一部を取得する。なお、かかる方法に従い取得されなかったB種優先株式については、取得請求されなかったものとみなす。
- (7) 株式の分割、併合及び株式割当て等
  - ア 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式ごとに同時に同一割合で行う。
  - イ 当社は、当会社の株主に募集株式又は募集新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A1種優先株主にはA1種優先株式又はA1種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A2種優先株主にはA2種優先株式又はA2種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、D種優先株主にはD種優先株式又はD種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
  - ウ 当社は、株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本項において同じ。）の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A1種優先株主にはA1種優先株式又はA1種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A2種優先株主にはA2種優先株式又はA2種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、D種優先株主にはD種優先株式又はD種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。
  - エ 当社は、株式移転を行うとき（他の株式会社と共同して株式移転を行う場合を除く。）は、普通株主には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する普通株式と同種の株式を、A1種優先株主にはA1種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するA1種優先株式と同種の株式を、A2種優先株主にはA2種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するA2種優先株式と同種の株式を、B種優先株主にはB種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するB種優先株式と同種の株式を、C種優先株主にはC種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するC種優先株式と同種の株式を、D種優先株主にはD種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するD種優先株式と同種の株式を、それぞれ同一の割合で交付する。
  - オ 当社は、単元株式数について定款の変更を行うときは、普通株式、A1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のそれぞれの単元株式数について同時に同一の割合で行う。
  - カ アからオまでの規定は、現にB種優先株式を発行している場合に限り適用される。

## C種優先株式

### (1) 残余財産の分配

#### ア 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A1種優先株主等、A2種優先株主等、B種優先株主等及びD種優先株主等と同順位で、C種優先株式1株につき、C種優先株式1株当たり194,000円（但し、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に1.0を乗じて算出した額（以下「C種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。なお、C種残余財産分配額に、各C種優先株主等が権利を有するC種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

#### イ 参加条項

当社は、前項によるC種優先株主等に対する支払がなされた後に、なお残余財産があるときは、C種優先株主等に対し、普通株主等、A1種優先株主等、A2種優先株主等、B種優先株主等及びD種優先株主等と同順位で、C種優先株式1株につき、普通株式1株あたりの残余財産分配額に、その時点におけるC種取得比率（(2)イに定める）を乗じて得た額と同額の残余財産を分配する。

### (2) 普通株式を対価とする取得請求権

#### ア 普通株式対価取得請求権

C種優先株主は、C種優先株主となった時点以降いつでも、当社に対して、下記イに定める数の普通株式（以下「C種請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するC種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「C種普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るC種優先株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、C種請求対象

普通株式を、当該C種優先株主に対して交付するものとする。

イ C種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

C種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、C種普通株式対価取得請求に係るC種優先株式の数に、C種優先株式1株当たり194,000円（但し、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）をウエで定める取得価額で除して得られる数（以下「C種取得比率」という。）を乗じた額とする。なお、C種普通株式対価取得請求に係るC種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

ウ 当初取得価額

当初取得価額はC種優先株式1株当たり194,000円とする。

エ 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、エにおいて同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、取得価額調整式により取得価額を調整する。取得価額調整式における「発行済普通株式数」は、調整後取得価額を適用する日の前日における、(i)発行済の普通株式数と、(ii)発行済の優先株式につき取得原因が当該日に発生したとみなしたときに交付される普通株式数、(iii)潜在株式等（新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。）につき行使又は取得原因が当該日に発生したとみなしたときに交付される普通株式数の合計数を意味するものとし、「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主割当日がある場合はその翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数} \\ \text{－当社が保有する} \\ \text{普通株式の数)} \end{array} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前取得価額}}}{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数} \\ \text{－当社が保有する} \\ \text{普通株式の数)} \end{array} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、調整前取得価額を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けられる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本項目において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本項目において同じ。）に、また株主割当日があ

る場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

- ⑤ 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本項目において同じ。）の合計額が調整前取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本項目において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。

但し、当会社の取締役、監査役又は従業員に対してインセンティブ目的で当会社の普通株式を目的とする新株予約権を発行する場合であって、かつ、当該新株予約権及び発行済みの新株予約権の目的となる普通株式の合計数（新株予約権が行使され又は当会社に取得されたことにより交付された普通株式の合計数を含む。）が当該発行の時点における発行済株式総数の10%以内である場合には、本項目による取得価額の調整は行わない。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社は取締役会の決議により、C種優先株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

- ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③ その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

(3) 普通株式を対価とする取得条項

当社は、C種優先株式の発行以降、当社の株式につき株式公開の申請を行うことが取締役会で可決され、株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受け、かつC種優先株主の過半数が同意した場合には、取締役会の定める日をもって、発行済のC種優先株式の全部を取得し、引換えにC種優先株主に当社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、(2)の定めを準用する。但し、C種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

(4) 議決権

ア C種優先株主は、全ての事項につき株主総会において、C種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

イ C種優先株主は、当社のC種優先株主を構成員とする種類株主総会において、C種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

(5) 合併、株式交換又は株式移転の場合の措置

ア 当社は、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは共同株式移転を行うときは、普通株主等に先立ち、A1種優先株主等、A2種優先株主等、B種優先株主等及びD種優先株主等と同順位で、C種優先株主等に対し、C種優先株式1株につきC種残余財産分配額に相当する額の割当株式等が割り当てられるようにする。

イ C種優先株主等に対してC種残余財産分配額の全額に相当する額の割当株式等が割り当てられた後に、なお当社の株主に割り当てられる割当株式等がある場合には、C種優先株主等は、C種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの割当株式等の額に、その時点におけるC種取得比率を乗じて得た額と同額の割当株式等の割当てを受ける。

ウ イの場合、C種優先株主等と普通株主等、A1種優先株主等、A2種優先株主等、B種優先株主等及びD種優先株主等に対する割当株式等の割当てはいずれも同順位とし、C種優先株主等はイに基づき算出された額の割当株式等の、普通株主等は普通株式1株当たりの割当株式等の、A1種優先株主等は第15条(5)イに基づき算出された額の割当株式等の、A2種優先株主等は第16条(5)イに基づき算出された額の割当株式等の、B種優先株主等は第17

条(5)イに基づき算出された額の割当株式等の、D種優先株主等は第19条(5)イに基づき算出された額の割当株式等の、それぞれ割り当てを受ける。

(6) 事業譲渡又は会社分割の場合の措置

ア C種優先株主は、当社が、事業譲渡、会社分割その他当社が第三者から対価を受領すべき類似の取引により、当社の全部又は実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として、かかる移転の効力発生日又はかかる移転の全ての対価の交付の完了日のいずれか遅い日から60日を経過するまでの期間（以下、本号において「取得請求期間」という。）に限り、保有するC種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに本条の定めにより金銭を交付することを当社に請求することができる。

イ アの請求は、対象とする株式を特定した書面を当社に交付することにより行うものとし、取得請求期間の満了時に効力が生じるものとする。

ウ 本項によるC種優先株式1株の取得と引換えに交付される金銭は、取得請求期間の満了時において当社を清算したと仮定した場合に、本定款の定めに基づき、普通株主、A1種優先株主、A2種優先株主、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主がそれぞれ分配を受けられる金額に従って算出されるC種優先株式1株当たりの金額とする。

エ 本項による取得の請求があった場合、当社は取得請求期間の満了時において請求の対象となったC種優先株式を取得するものとし、直ちに取得金額に対象となる株式数を乗じた金額をC種優先株主に支払うものとする。ただし、分配可能額を超えてC種優先株主からアに基づくC種優先株式の取得請求がなされた場合には、当社は、分配可能額の範囲内において、取得請求されたC種優先株式の数に応じた按分比例その他当社の取締役会の決議による合理的な方法により、当該取得請求に係るC種優先株式の一部を取得する。なお、かかる方法に従い取得されなかったC種優先株式については、取得請求されなかったものとみなす。

(7) 株式の分割、併合及び株式割当て等

ア 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式ごとに同時に同一割合で行う。

イ 当社は、当社の株主に募集株式又は募集新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A1種優先株主にはA1種優先株式又はA1種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A2種優先株主にはA2種優先株式又はA2種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、D種優先株主にはD種優先株式又はD種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。

ウ 当社は、株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本項において同じ。）の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A1種優先株主にはA1種優先株式又はA1種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A2種優先株主にはA2種優先株式又はA2種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、D種優先株主にはD種優先株式又はD種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。

エ 当社は、株式移転を行うとき（他の株式会社と共同して株式移転を行う場合を除く。）は、普通株主には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する普通株式と同種の株式を、A1種優先株主にはA1種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するA1種優先株式と同種の株式を、A2種優先株主にはA2種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するA2種優先株式と同種の株式を、B種優先株主にはB種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するB種優先株式と同種の株式を、C種優先株主にはC種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するC種優先株式と同種の株式を、D種優先株主にはD種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するD種優先株式と同種の株式を、それぞれ同一の割合で交付する。

オ 当社は、単元株式数について定款の変更を行うときは、普通株式、A1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のそれぞれの単元株式数について同時に同一の割合で行う。

カ アからオまでの規定は、現にC種優先株式を発行している場合に限り適用される

D種優先株式

(1) 残余財産の分配

ア 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、D種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A1種優先株主等、A2種優先株主等、B種優先株主等及びC種優先株主等と同順位で、D種優先株式1株につき、D種優先株式1株当たり284,281円（但し、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に1.0を乗じて算出した額（以下「D種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。なお、D種残余財産分配額に、各D種優先株主等が権利を有するD種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

イ 参加条項

当社は、前項によるD種優先株主等に対する支払がなされた後に、なお残余財産があるときは、D種優先株主等に対し、普通株主等、A1種優先株主等、A2種優先株主等、B種優先株主等及びC種優先株主等と同順位で、D種優先株式1株につき、普通株式1株あたりの残余財産分配額に、その時点におけるD種取得比率（(2)イに定める）を乗じて得た額と同額の残余財産を分配する。

(2) 普通株式を対価とする取得請求権

ア 普通株式対価取得請求権

D種優先株主は、D種優先株主となった時点以降いつでも、当社に対して、下記イに定める数の普通株式（以下「D種請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するD種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「D種普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るD種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、D種請求対象普通株式を、当該D種優先株主に対して交付するものとする。

イ D種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

D種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、D種普通株式対価取得請求に係るD種優先株式の数に、D種優先株式1株当たり284,281円（但し、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）をウエで定める取得価額で除して得られる数（以下「D種取得比率」という。）を乗じた額とする。なお、D種普通株式対価取得請求に係るD種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

ウ 当初取得価額

当初取得価額はD種優先株式1株当たり284,281円とする。

エ 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、エにおいて同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、取得価額調整式により取得価額を調整する。取得価額調整式における「発行済普通株式数」は、調整後取得価額を適用する日の前日における、(i)発行済の普通株式数と、(ii)発行済の優先株式につき取得原因が当該日に発生したとみなしたときに交付される普通株式数、(iii)潜在株式等（新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。）につき行使又は取得原因が当該日に発生したとみなしたときに交付される普通株式数の合計数を意味するものとし、「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主割当日がある場合はその翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{取得価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{取得価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} (\text{発行済普通株式数} \\ - \text{当社が保有する} \\ \text{普通株式の数}) \end{array} + \begin{array}{r} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \times \begin{array}{r} 1 \text{株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} (\text{発行済普通株式数} \\ - \text{当社が保有する} \\ \text{普通株式の数}) \end{array} + \begin{array}{r} \text{新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、調整前取得価額を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本項目において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本項目において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- ⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本項目において同じ。）の合計額が調整前取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本項目において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。
- 但し、当社の取締役、監査役又は従業員に対してインセンティブ目的で当社の普通株式を目的とする新株予約権を発行する場合であって、かつ、当該新株予約権及び発行済みの新株予約権の目的となる普通株式の合計数（新株予約権が行使され又は当社に取得されたことにより交付された普通株式の合計数を含む。）が当該発行の時点における発行済株式総数の10%以内である場合には、本項目による取得価額の調整は行わない。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社は取締役会の決議により、D種優先株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③ その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。
- (3) 普通株式を対価とする取得条項
- 当社は、D種優先株式の発行以降、当社の株式につき株式公開の申請を行うことが取締役会で可決され、株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受け、かつD種優先株主の過半数が同意した場合には、取締役会の定める日をもって、発行済のD種優先株式の全部を取得し、引換えにD種優先株主に当社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、(2)の定めを準用する。但し、D種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。
- (4) 議決権
- ア D種優先株主は、全ての事項につき株主総会において、D種優先株式1株につき1個の議決権を有する。
- イ D種優先株主は、当社のD種優先株主を構成員とする種類株主総会において、D種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

- (5) 合併、株式交換又は株式移転の場合の措置
- ア 当社は、当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは共同株式移転を行うときは、普通株主等に先立ち、A1種優先株主等、A2種優先株主等、B種優先株主等及びC種優先株主等と同順位で、D種優先株主等に対し、D種優先株式1株につきD種残余財産分配額に相当する額の割当株式等が割り当てられるようにする。
- イ D種優先株主等に対してD種残余財産分配額の全額に相当する額の割当株式等が割り当てられた後に、なお当社の株主に割り当てられる割当株式等がある場合には、D種優先株主等は、D種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの割当株式等の額に、その時点におけるD種取得比率を乗じて得た額と同額の割当株式等の割当てを受ける。
- ウ イの場合、D種優先株主等と普通株主等、A1種優先株主等、A2種優先株主等、B種優先株主等及びC種優先株主等に対する割当株式等の割当てはいずれも同順位とし、D種優先株主等はイに基づき算出された額の割当株式等の、普通株主等は普通株式1株当たりの割当株式等の、A1種優先株主等は第15条(5)イに基づき算出された額の割当株式等の、A2種優先株主等は第16条(5)イに基づき算出された額の割当株式等の、B種優先株主等は第17条(5)イに基づき算出された額の割当株式等の、C種優先株主等は第18条(5)イに基づき算出された額の割当株式等の、それぞれ割り当てを受ける。
- (6) 事業譲渡又は会社分割の場合の措置
- ア D種優先株主は、当社が、事業譲渡、会社分割その他当社が第三者から対価を受領すべき類似の取引により、当社の全部又は実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として、かかる移転の効力発生日又はかかる移転の全ての対価の交付の完了日のいずれか遅い日から60日を経過するまでの期間（以下、本号において「取得請求期間」という。）に限り、保有するD種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに本条の定めにより金銭を交付することを当社に請求することができる。
- イ アの請求は、対象とする株式を特定した書面を当社に交付することにより行うものとし、取得請求期間の満了時に効力が生じるものとする。
- ウ 本項によるD種優先株式1株の取得と引換えに交付される金銭は、取得請求期間の満了時において当社を清算したと仮定した場合に、本定款の定めに基づき、普通株主、A1種優先株主、A2種優先株主、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主がそれぞれ分配を受けられる金額に従って算出されるD種優先株式1株当たりの金額とする。
- エ 本項による取得の請求があった場合、当社は取得請求期間の満了時において請求の対象となったD種優先株式を取得するものとし、直ちに取得金額に対象となる株式数を乗じた金額をD種優先株主に支払うものとする。ただし、分配可能額を超えてD種優先株主からアに基づくD種優先株式の取得請求がなされた場合には、当社は、分配可能額の範囲内において、取得請求されたD種優先株式の数に応じた按分比例その他当社の取締役会の決議による合理的な方法により、当該取得請求に係るD種優先株式の一部を取得する。なお、かかる方法に従い取得されなかったD種優先株式については、取得請求されなかったものとみなす。
- (7) 株式の分割、併合及び株式割当て等
- ア 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式ごとに同時に同一割合で行う。
- イ 当社は、当社の株主に募集株式又は募集新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A1種優先株主にはA1種優先株式又はA1種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A2種優先株主にはA2種優先株式又はA2種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、D種優先株主にはD種優先株式又はD種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
- ウ 当社は、株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本項において同じ。）の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A1種優先株主にはA1種優先株式又はA1種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A2種優先株主にはA2種優先株式又はA2種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、D種優先株主にはD種優先株式又はD種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。
- エ 当社は、株式移転を行うとき（他の株式会社と共同して株式移転を行う場合を除く。）は、普通株主には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する普通株式と同種の株式を、A1種優先株主にはA1種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するA1種優先株式と同種の株式を、A2種優先株主にはA2種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するA2種優先株式と同種の株式を、B種優先株主にはB種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するB種優先株式と同種の株式を、C種優先株主にはC種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するC種優先株式と同種の株式を、D種優先株主にはD種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するD種優先株式と同種の株式を、それぞれ同一の割合で交付する。
- オ 当社は、単元株式数について定款の変更を行うときは、普通株式、A1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のそれぞれの単元株式数について同時に同一の割合で行う。

カ アからオまでの規定は、現にD種優先株式を発行している場合に限り適用される。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日                       | 発行済株式<br>総数増減数<br>(株) | 発行済株式<br>総数残高<br>(株) | 資本金増減額<br>(千円) | 資本金残高<br>(千円) | 資本準備金<br>増減額<br>(千円) | 資本準備金<br>残高<br>(千円) |
|---------------------------|-----------------------|----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 2022年9月1日～<br>2022年11月30日 | —                     | 38,949               | —              | 49,900        | —                    | 1,418,815           |

- (注) 1. 2023年2月15日開催の取締役会決議により、2023年2月24日付でA1種優先株式9,990株、A2種優先株式4,333株、B種優先株式4,857株、C種優先株式5,358株及びD種優先株式4,411株の全てを自己株式として取得し、対価として当該優先株主に当該優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てについて、同取締役会において会社法第178条の規定に基づき消却することを決議し、2023年2月24日付で消却しております。
2. 2023年3月6日開催の取締役会決議により、2023年3月7日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数が7,750,851株増加して7,789,800株となっております。
3. 2023年7月4日開催の臨時株主総会決議により、2023年7月5日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより、発行済株式総数が6,231,840株減少して1,557,960株となっております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年11月30日現在

| 区分             | 株式数(株)  | 議決権の数(個)  | 内容                          |
|----------------|---|---|-----------------------------|
| 無議決権株式         | —   | —   | —                           |
| 議決権制限株式(自己株式等) | —   | —   | —                           |
| 議決権制限株式(その他)   | —   | —   | —                           |
| 完全議決権株式(自己株式等) | —   | —   | —                           |
| 完全議決権株式(その他)   | 普通株式 10,000<br>A1種優先株式 9,990<br>A2種優先株式 4,333<br>B種優先株式 4,857<br>C種優先株式 5,358<br>D種優先株式 4,411 | 10,000<br>9,990<br>4,333<br>4,857<br>5,358<br>4,411 | 「1(1)②発行済株式」<br>の「内容」の記載を参照 |
| 単元未満株式         | —   | —   | —                           |
| 発行済株式総数        | 38,949  | —   | —                           |
| 総株主の議決権        | —   | 38,949  | —                           |

- (注) 1. 2023年2月15日開催の取締役会決議により、2023年2月24日付でA1種優先株式9,990株、A2種優先株式4,333株、B種優先株式4,857株、C種優先株式5,358株及びD種優先株式4,411株の全てを自己株式として取得し、対価として当該優先株主に当該優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てについて、同取締役会において会社法第178条の規定に基づき消却することを決議し、2023年2月24日付で消却しております。
2. 2023年3月6日開催の取締役会決議により、2023年3月7日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数が7,750,851株増加して7,789,800株となっております。
3. 2023年3月6日開催の臨時株主総会において、2023年3月6日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
4. 2023年7月4日開催の臨時株主総会決議により、2023年7月5日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより、発行済株式総数が6,231,840株減少して1,557,960株となっております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間(2022年9月1日から2022年11月30日まで)及び第1四半期累計期間(2022年9月1日から2022年11月30日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

# 1 【四半期財務諸表】

## (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

|               | 前事業年度<br>(2022年8月31日) | 当第1四半期会計期間<br>(2022年11月30日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------------|
| 資産の部          |                       |                             |
| 流動資産          |                       |                             |
| 現金及び預金        | 1,792,314             | 1,645,050                   |
| 売掛金           | 229,592               | 259,551                     |
| その他           | 44,281                | 35,941                      |
| 貸倒引当金         | △3,404                | △3,754                      |
| 流動資産合計        | 2,062,784             | 1,936,789                   |
| 固定資産          |                       |                             |
| 有形固定資産        | 635                   | 660                         |
| 無形固定資産        |                       |                             |
| のれん           | 4,281                 | 3,925                       |
| 無形固定資産合計      | 4,281                 | 3,925                       |
| 投資その他の資産      |                       |                             |
| その他           | 21,754                | 22,371                      |
| 貸倒引当金         | —                     | △356                        |
| 投資その他の資産合計    | 21,754                | 22,015                      |
| 固定資産合計        | 26,671                | 26,600                      |
| 資産合計          | 2,089,456             | 1,963,389                   |
| 負債の部          |                       |                             |
| 流動負債          |                       |                             |
| 買掛金           | 41,534                | 41,454                      |
| 短期借入金         | 30,000                | 30,000                      |
| 1年内償還予定の社債    | 200,000               | 200,000                     |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 8,892                 | 8,892                       |
| 未払費用          | 317,119               | 305,818                     |
| 未払法人税等        | 3,704                 | 926                         |
| 契約負債          | 176,448               | 187,862                     |
| その他           | 179,139               | 106,655                     |
| 流動負債合計        | 956,837               | 881,610                     |
| 固定負債          |                       |                             |
| 長期借入金         | 122,216               | 119,993                     |
| 固定負債合計        | 122,216               | 119,993                     |
| 負債合計          | 1,079,053             | 1,001,603                   |
| 純資産の部         |                       |                             |
| 株主資本          |                       |                             |
| 資本金           | 49,900                | 49,900                      |
| 資本剰余金         | 1,440,249             | 1,440,249                   |
| 利益剰余金         | △480,109              | △528,725                    |
| 株主資本合計        | 1,010,039             | 961,423                     |
| 新株予約権         | 362                   | 362                         |
| 純資産合計         | 1,010,402             | 961,785                     |
| 負債純資産合計       | 2,089,456             | 1,963,389                   |

## (2) 【四半期損益計算書】

## 【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

|              | 当第1四半期累計期間<br>(自 2022年9月1日<br>至 2022年11月30日) |
|--------------|--|
| 売上高          | 978,456                                      |
| 売上原価         | 618,109                                      |
| 売上総利益        | 360,346                                      |
| 販売費及び一般管理費   | 409,993                                      |
| 営業損失(△)      | △49,647                                      |
| 営業外収益        |  |
| 受取利息         | 2  |
| 補助金収入        | 2,301  |
| 為替差益         | 1,210  |
| その他          | 472  |
| 営業外収益合計      | 3,985  |
| 営業外費用        |  |
| 支払利息         | 2,157  |
| その他          | 230  |
| 営業外費用合計      | 2,387  |
| 経常損失(△)      | △48,048                                      |
| 税引前四半期純損失(△) | △48,048                                      |
| 法人税、住民税及び事業税 | 926  |
| 法人税等調整額      | △358   |
| 法人税等合計       | 567  |
| 四半期純損失(△)    | △48,616                                      |

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

|         | 当第1四半期累計期間<br>(自2022年9月1日<br>至2022年11月30日) |
|---------|--|
| 減価償却費   | 98千円                                       |
| のれんの償却額 | 356  |

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自2022年9月1日 至2022年11月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間（自2022年9月1日 至2022年11月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

|                       | 報告セグメント |         |         | 合計      | 調整額<br>(注) 1 | 四半期<br>損益計算書<br>計上額<br>(注) 2 |
|-----------------------|---------|---------|---------|---------|--------------|------------------------------|
|                       | WaaS事業  | その他事業   | 計       |         |              |                              |
| 売上高                   |         |         |         |         |              |                              |
| 外部顧客への売上高             | 776,359 | 202,096 | 978,456 | 978,456 | —            | 978,456                      |
| セグメント間の内部<br>売上高又は振替高 | —       | —       | —       | —       | —            | —                            |
| 計                     | 776,359 | 202,096 | 978,456 | 978,456 | —            | 978,456                      |
| セグメント利益又は損失<br>(△)    | 116,372 | △27,114 | 89,258  | 89,258  | △138,905     | △49,647                      |

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△138,905千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る経費であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、四半期損益計算書の営業損失(△)と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、売上高をセグメント情報の報告セグメントの区分に基づき分解するとともに、その他事業については、さらに財・サービスの区分により分解しております。

当第1四半期累計期間（自2022年9月1日 至2022年11月30日）

(単位：千円)

|               |         |
|---------------|---------|
| WaaS事業        |         |
| WaaS          | 776,359 |
| 計             | 776,359 |
| その他事業         |         |
| 在宅派遣          | 187,371 |
| その他           | 14,725  |
| 計             | 202,096 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 978,456 |
| 外部顧客への売上高     | 978,456 |

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失(△)及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|   | 当第1四半期累計期間<br>(自2022年9月1日<br>至2022年11月30日)  |
|---|---|
| 1株当たり四半期純損失(△)  | △31.20円   |
| (算定上の基礎)  |   |
| 四半期純損失(△) (千円)  | △48,616   |
| 普通株主に帰属しない金額(千円)  | —   |
| 普通株式に係る四半期純損失(△) (千円)   | △48,616   |
| 普通株式の期中平均株式数(株)   | 普通株式 400,000<br>A1種優先株式399,600<br>A2種優先株式173,320<br>B種優先株式194,280<br>C種優先株式214,320<br>D種優先株式176,440<br>計1,557,960 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要 | —   |

- (注) 1. A1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式は、剰余金の配当請求について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
3. 2023年3月7日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割をしております。また、2023年7月5日付で普通株式5株を1株に併合しております。当事業年度の期首に当該株式分割および株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期純損失(△)を算定しております。

(重要な後発事象)

1. 定款の一部変更

当社は、2023年3月6日開催の臨時株主総会において、定款の一部を変更しております。

(1) 変更の理由

株式公開後の投資家層の拡大を図り、株式の流動性を高めることを目的としております。

## (2) 変更の内容

### (発行可能株式総数の変更)

|                      |             |
|----------------------|-------------|
| 変更前の発行可能株式総数         | 100,000株    |
| 今回の変更により増加する発行可能株式総数 | 30,900,000株 |
| 変更後の発行可能株式総数         | 31,000,000株 |

### (単元株の設定)

1 単元を100株とする単元株を設定いたしました。

### (種類株式の廃止)

当社は、2023年2月15日開催の取締役会決議に基づき2023年2月24日付でA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てを自己株式として取得し、対価として当該優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てについて、同取締役会において会社法第178条の規定に基づき消却することを決議し、2023年2月24日付で消却しております。

それに伴い、A1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式に係る定款の定めを廃止しております。

## (3) 変更の効力発生日

2023年3月6日

## 2. 株式分割

当社は、2023年3月6日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり株式分割を行っております。

### (1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、株式公開後の投資家層の拡大を図り、株式の流動性を高めることを目的としております。

### (2) 株式分割の概要

#### ①分割の方法

2023年3月7日を基準日とし、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき200株の割合をもって分割いたしました。

#### ②分割により増加した株式数

|                |            |
|----------------|------------|
| 株式分割前の発行済株式総数  | 38,949株    |
| 株式分割により増加する株式数 | 7,750,851株 |
| 株式分割後の発行済株式総数  | 7,789,800株 |

#### ③株式分割の効力発生日

2023年3月7日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(3) 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、2023年3月7日以降に行使する新株予約権の1株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたします。

| 新株予約権の名称  | 調整前行使価額  | 調整後行使価額 |
|-----------|----------|---------|
| 第8回新株予約権  | 75,000円  | 375円    |
| 第10回新株予約権 | 77,000円  | 385円    |
| 第11回新株予約権 | 98,000円  | 490円    |
| 第12回新株予約権 | 98,000円  | 490円    |
| 第13回新株予約権 | 150,000円 | 750円    |
| 第14回新株予約権 | 150,000円 | 750円    |
| 第15回新株予約権 | 150,000円 | 750円    |

(4) 転換社債型新株予約権付社債の転換価額の調整

今回の株式分割に伴い、2023年3月7日以降に行使する無担保転換社債型新株予約権付社債の1株当たりの転換価額を以下のとおり調整いたします。

| 転換社債型新株予約権付社債の名称    | 調整前転換価額  | 調整後転換価額 |
|---------------------|----------|---------|
| 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 | 276,450円 | 1,383円  |

(5) 資本金の額の変更

今回の株式分割による資本金の額の変更はございません。

3. 定款の一部変更

当社は、2023年7月4日開催の臨時株主総会において、定款の一部を変更しております。

(1) 変更の理由

上場後の株価形成の見通しを鑑み、発行可能株式総数を変更いたしました。

(2) 変更の内容

(発行可能株式総数の変更)

|                      |             |
|----------------------|-------------|
| 変更前の発行可能株式総数         | 31,000,000株 |
| 今回の変更により減少する発行可能株式総数 | 24,768,160株 |
| 変更後の発行可能株式総数         | 6,231,840株  |

(3) 変更の効力発生日

2023年7月5日

#### 4. 株式併合

当社は、2023年6月19日開催の取締役会において、2023年7月4日開催の臨時株主総会に株式併合について付議することを決議し、同臨時株主総会で承認可決されております。

##### (1) 株式併合の目的

当社は、上場後の株価形成の見通しを鑑み、普通株式5株を1株の割合をもって併合いたしました。

##### (2) 株式併合の概要

###### ①併合の方法

2023年7月5日を基準日とし、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式5株につき1株の割合をもって併合いたしました。

###### ②併合により減少した株式数

|                |            |
|----------------|------------|
| 株式併合前の発行済株式総数  | 7,789,800株 |
| 株式併合により減少する株式数 | 6,231,840株 |
| 株式併合後の発行済株式総数  | 1,557,960株 |

###### ③株式併合の効力発生日

2023年7月5日

###### ④1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式併合が当事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

##### (3) 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式併合に伴い、2023年7月5日以降に行行使する新株予約権の1株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたします。

| 新株予約権の名称  | 調整前行使価額 | 調整後行使価額 |
|-----------|---------|---------|
| 第8回新株予約権  | 375円    | 1,875円  |
| 第10回新株予約権 | 385円    | 1,925円  |
| 第11回新株予約権 | 490円    | 2,450円  |
| 第13回新株予約権 | 750円    | 3,750円  |
| 第14回新株予約権 | 750円    | 3,750円  |
| 第15回新株予約権 | 750円    | 3,750円  |

##### (4) 資本金の額の変更

今回の株式併合による資本金の額の変更はございません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年8月22日

株式会社キャスター  
取締役会 御中

## EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

白取 一仁

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

西口 昌宏

### 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社キャスターの2022年9月1日から2023年8月31日までの第9期事業年度の第1四半期会計期間（2022年9月1日から2022年11月30日まで）及び第1四半期累計期間（2022年9月1日から2022年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社キャスターの2022年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上